

令和5年度PTA活動報告書

<p>学年役員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合同役員会（年7回） ・家庭教育セミナー出席 ・お手伝い係のとりまとめ（除草） ・安全パトロールの一覧表作成、案内配布 ・広報誌作成のための取材活動（通年）原稿依頼、原稿チェック等 ・広報誌「おおぞら」発行（年2回） ・学級、学年別会計監査手伝い ・注意喚起の看板管理 		
<p>卒業対策委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記念品等の手配、購入 ・卒業記念のイベント企画、開催 		
<p>出席業務</p>	<p>学校行事</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・卒業式 ・運動会（パトロール含む）
	<p>各種会議</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成協議会 ・豊富地区社会福祉協議会 ・スクールガード
	<p>P 連関連活動</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市 PTA 連合（P 連）理事会 ・P 連主催活動お手伝い ・P 連研究大会
	<p>補導委員関連活動</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市青少年補導委員（街頭補導・地区補導）
<p>本部</p>	<p>庶務業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との協議、連絡 ・紙面総会 ・会計監査 ・PTA 便り作成、ホームページへファイルをアップロード ・お手伝い係へ手紙配布、とりまとめ ・活動の実施に伴う業務 ・熱中症対策のミストの設置 ・運動会、児童へ参加賞の準備 ・小室小学校 PTA 在籍者調査票の作成、配布 ・除草作業とりまとめ 	
	<p>育成会関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育成会協力委員発足 ・活動協力 ・お手伝い係のとりまとめ （夕べの会・夏まつり・小室フェス・ハロウィン・文化まつり・クリスマス電飾・巣立ちの会） 	

令和5年度 小室小学校PTA会計決算書

自 令和5年3月1日 至 令和6年2月29日

	項目	予算	決算	備考	
収入の部	前年度繰越金	2,426,626	2,426,626		
	会費	900,000	945,250	1世帯あたり 月額250円	
	有価物回収協力金	-	28,231	ゴミステーション有価物回収より(5月に終了)	
	校外活動補助金	70,000	5,720	船橋市より補助	
	預金利息	-	23		
	計(A)	3,396,626	3,405,850		
	支出の部	活動費	学年代表(広報)	50,000	13,770
学年代表(環境)			50,000	14,440	除草作業飲み物代他
卒対			100,000	97,536	証書ファイル、コサージュ、記念品他
図書ボランティア			5,000	-	
運営費		消耗品費	100,000	36,863	コピー用紙他
		損害保険費	38,000	39,900	PTA団体加入損害保険
		負担金	26,000	27,560	船橋市PTA連合会会費
		渉外費	80,000	12,382	交通費、夏まつり協賛他
		慶弔費	50,000	19,800	会員の弔事、教職員の慶弔事、離任時の花束他
		記念品費	20,000	60,700	新入生名札、卓上花代(卒業式・入学式)他
		行事費	70,000	81,387	運動会景品(スポーツドリンク)
		校内活動費	100,000	38,762	駅伝大会試走バス・駐車場代
		校外活動費	200,000	21,054	サマーコンサート楽器運搬用レンタカー・駐車場代
		新型コロナウイルス対策費	50,000	-	
		PTA懇親会費	5,000	-	PTA合同役員会懇親費
		会費			1,750
その他		備品修繕費積立	80,000	80,000	C通帳へ振替
		周年行事費積立	50,000	50,000	D通帳へ振替
		予備費	2,322,626	-	
		計(B)	3,396,626	595,904	
		差引残高(A)-(B)	-	2,809,946	来年度繰越金

積立金報告

備品修繕費(C通帳)

項目	金額	備考
前年度繰越金	738,585	
令和5年度積立金	80,000	
預金利息	6	
残高	818,591	

記念行事費(D通帳)

項目	金額	備考
前年度繰越金	762,650	
令和5年度積立金	50,000	
預金利息	6	
残高	812,656	

令和5年度会計を表記のとおりご報告いたします。

会計監査の結果、表記の相違ないことを認めます。

※個人情報保護のため、役員名につきましては割愛させていただきます。

PTA会員の保護者の方が、原本確認をご希望される場合、本部へご連絡ください。

第三号議案

令和6年度PTA活動計画書（案）

<p>活動推進委員 (旧学年役員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合同役員会（年5回） ・家庭教育セミナー手伝い、出席 ・お手伝い係のとりまとめ（除草） ・安全パトロールの案内配布 ・広報誌作成のための取材活動（通年）原稿依頼、原稿チェック等 ・広報誌「おおぞら」発行（年2回） ・学級、学年別会計監査手伝い ・注意喚起の看板管理 		
<p>卒業対策委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記念品等の手配、購入 ・卒業記念のイベント企画、開催 		
	<p>出席業務</p>	<p>学校行事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・卒業式 ・運動会（パトロール含む）
		<p>各種会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成協議会 ・豊富地区社会福祉協議会 ・スクールガード
		<p>P 連関連活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市 PTA 連合（P 連）理事会 ・P 連主催活動お手伝い ・P 連研究大会
		<p>補導委員関連活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市青少年補導委員（街頭補導・地区補導）
<p>本部</p>	<p>庶務業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との協議、連絡 ・紙面総会 ・会計監査 ・PTA 便り作成、ホームページへファイルをアップロード ・お手伝い係へ手紙配布、とりまとめ ・活動の実施に伴う業務 ・熱中症対策のミストの設置 ・運動会、児童へ参加賞の準備 ・小室小学校 PTA 在籍者調査票の作成、配布 ・安全パトロールの一覧表作成 	
	<p>育成会関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まつり手伝い ・お手伝い係のとりまとめ (夕べの会・夏まつり・ハロウィン・文化まつり・クリスマス電飾・ 巣立ちの会) ・育成会協力委員のとりまとめ 	

※状況に応じて学校、地域等と連携または協議し活動を行います。

令和6年度 小室小学校PTA会計予算案

自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日

収入の部	項目	予算	備考	
	前年度繰越金	2,809,946		
会費	975,000	1世帯あたり 月額250円		
校外活動補助金	70,000	船橋市より交通費補助		
	計	3,854,946		
支出の部	活動費	学年代表(広報)	50,000	講習会・校外対策委員会交通費、おおぞら発行印刷代他
		学年代表(環境)	25,000	除草作業飲み物代、看板設置修繕費等
		卒対	100,000	卒業証書ファイル・コサージュ・卒業記念品他(2,000円×50人)
	運営費	消耗品費	150,000	コピー用紙・印刷機トナー他
		損害保険費	100,000	PTA団体保険加入(損害、個人情報漏えい保障制度)
		負担金	30,000	船橋市PTA連合会会費
		渉外費	80,000	PTA連合交通費、夏まつり協賛金、敬老祝賀会祝儀他
		慶弔費	50,000	会員の弔事、教職員の慶事、離任時の花束他
		記念品費	20,000	新入生名札、進級記念品、卓上花代(卒業式・入学式)他
		行事費	70,000	運動会景品他
		校内活動費	100,000	駅伝大会試走(バス・駐車場代)外部講師へ謝礼代他
		校外活動費	70,000	サマーコンサート楽器運搬費他
		PTA懇親会費	5,000	PTA小中連絡協議会懇親費
	その他	備品修繕費積立	80,000	C通帳へ振替
		周年行事費積立	50,000	D通帳へ振替
		予備費	2,874,946	
		計	3,854,946	

部分は、前年度予算より見直いたしました

※損害保険費：児童数の増加に伴い増額

第五号議案

P T A 会則改訂について（案）

第3章 方針

第4条【改定内容：一部文言削除】

現行	改定後
4. もっぱら営利を目的とした行為は行わず、営利的企業を指示する事もできない。	4. 営利を目的とした行為は行わず、営利的企業を指示する事もできない。

第5章 組織及び運営

第9条総会【改定内容：一部文言変更、追加】

現行	改定後
2. 定期総会は年1回、年度始めに開催する。状況により紙面開催とする。	2. 定期総会は年1回、年度始めに開催する事とし、開催にあたっては会員を招集しての開催および紙面開催のどちらでも可とする。
5. 総会の議事は出席者の過半数で決する。	5. 総会の議事は出席者の過半数で決する。 (但し委任状を含む)

第10条合同役員会【改定内容：一部文言変更、追加】

現行	改訂後
1.合同役員会は本部役員と学年代表により構成する。	1.合同役員会は本部役員と活動推進委員により構成する。 但し、P 連担当役員、補導委員、育成会協力委員はこの限りではない。
3.合同役員会は、原則毎月1回の定例会議をもつ。	3.合同役員会は、年度始めに本部役員内の協議により定例会議の日程を設定する事とする。
4.合同役員会は3分の2の委員の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。	4.合同役員会は3分の2の委員の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。 (但し委任状（電子媒体を含む）

第6章 役員会及び役員

第13条 役員会はこの会の執行機関であり、次の役員を置く。【改定内容：一部文言変更、役職削除】

現行	改定後
会長1名（保護者）副会長2名（保護者）理事1名（学校長）書記3名（保護者2名教職員1名）会計3名（保護者2名教職員1名）P連担当1名（保護者） ただし、状況に応じて増減することができる。	会長1名（保護者）/副会長2名（保護者）/理事1名（学校長）/書記3名（保護者2名教職員1名）/会計3名（保護者2名教職員1名） 但し、状況に応じて増減することができる。

第15条役員の任務【改定内容：一部文言変更、削除】

現行	改定後
1. 会長 この会の最高責任者であり会務の総括をする。 必要である時、本部付きの特別役員を選任することができる。	1. 会長 この会の最高責任者であり会務の総括をする。 また、必要に応じ本部付きの特別役員を選任することができる。
5. P連担当 船橋市 PTA 連合会（略してP連）の業務を行う。	削除

第19条活動の免除【改定内容：条文追加】

現行	改定後
なし	1. 任期当年の安全パトロール、お手伝い係等の活動は免除とする。 2. 通算任期2年を終了した場合、兄弟姉妹（未就学児含む）分の役員、安全パトロール、お手伝い係等の活動を免除とする。 3. 上記2項に該当する場合は、所定の申請書にて毎年申請する事で、活動免除の適用とする。

第7章 会計

【改定内容：条番変更】

現行	改定後
第19条会費	第20条会費

第20条【改定内容：条番変更】

現行	改定後
第20条この会の会計年度は、毎月4月1日から翌年3月31日までとする。	第21条この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第21条【改定内容：条番変更、文言追加】

現行	改定後
第21条この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。	第22条この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。 但し、経済事情等諸般の事情により期中において見直しが必要な場合は、前年度と対比可能な証憑を以て、予備費より追加支出を可能とする。

【改定内容：条番変更】

現行	改定後
第22条この会の決算は・・・ 第23条この会の資産及び資金は・・・	第23条この会の決算は・・・ 第24条この会の資産及び資金は・・・

第25条【改定内容：条文追加】

現行	改定後
なし	活動に要する経費の支払いは、証憑（領収書および準じる書類）の提出を前提とし、用途・目的を確認後に実費精算とする。

第26条【改定内容：条文追加】

現行	改定後
なし	活動による出張交通費は、公共交通機関（バス・鉄道など）での移動を条件に、第25条に基づき支払われるのとする。 なお、支払対象の移動ルートは自宅（または小室小学校）から出張目的地までの往路復路とする。

第8章 会計監査

【改定内容：条番変更】

現行	改定後
第24条 会計監査は2名（保護者）とする。 第25条 この会の会計を監査し総会に報告する。	第27条 会計監査は2名（保護者）とする。 第28条 この会の会計を監査し総会に報告する。

第26条【改定内容：条番変更、一部文言変更・追記】

現行	改定後
第26条会計監査の選出は役員選出に準ずる。	第29条 会計監査は任期満了した会計役員を以て充てる事とし、第9条5項により選出される。

第30条【改定内容：条文追加】

現行	改定後
なし	第30条会計監査の任期は2年とする。

第9章 選挙対策委員会

【改定内容：条番変更】

現行	改定後
第27条 役員の選挙に関する事務を行う・・・。	第31条 役員の選挙に関する事務を行う・・・。
第28条 選挙対策委員会はその任務に・・・。	第32条 選挙対策委員会はその任務に・・・。
第29条 選挙対策委員は上記の任務を終了・・・。	第33条 選挙対策委員は上記の任務を終了・・・。

第10章 付則

【改定内容：条番変更】

現行	改定後
第30条 この会の運営に関し必要な・・・。	第34条 この会の運営に関し必要な・・・。
第31条 この会の会議はすべて公開とする。	第35条 この会の会議はすべて公開とする。
第32条 この会則は総会において出席者の・・・。	第36条 この会則は総会において出席者の・・・。

改訂履歴削除

《細則》

【改定内容：項文追加】

現行	改定後
なし	1. 活動推進委員 (1) 活動推進委員は年度始めに募集し、定数は学年学級数とする。 但し、状況に応じて増減することができる。 (2) 活動推進委員の任期は1年とする。 (3) 任期途中で欠員が生じた場合、役員会の承認を得て、補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。

【改定内容：項番変更、文言変更、削除】

現行	改定後
1. 専門部の構成と運営は次の通りとする。 (1) 構成 専門部は学年から1名以上、上限を学年学級数で選出された部員で構成し、部長、会計を互選する。 補導委員は学校側と本部役員の協議により選出され	2. 専門部の構成と運営は次の通りとする。 (1) 構成 専門部は広報部と環境部の2部からなり活動推進委員にて構成され、部長・会計を互選する。 削除

<p>る。第6章15条により補導委員は本部付とする。</p> <p>(2) 運営</p> <p>2 環境部 児童の校外における・・・</p> <p>(3) 各専門部会は必要に応じて部長が召集する。</p> <p>2. 学年連絡会の構成と運営は次の通りとする。</p> <p>各専門部員は担任教師と連絡を密にし、学年連絡会を持ち、相互の連絡及び行事等について協力しあう。</p> <p>3. ベルマーク係は昭和60年4月1日に削除されました。</p> <p>4. 学級委員会と文化部は、平成3年4月1日に合併され「学級文化部」になりました。</p> <p>5. 保健厚生部と校外指導部は、平成4年4月1日に合併され「環境部」になりました。</p>	<p>(2) 運営</p> <p>2 環境部 児童の校内外における・・・</p> <p>3 各専門部会は必要に応じて部長が召集する。</p> <p style="text-align: center;">削除</p>
--	--

【改定内容：項文追加】

現行	改定後
なし	<p>3. 卒業対策委員</p> <p>(1) 卒業対策委員は年度始めに最終学年の保護者より募集し、定数は2名とする。</p> <p>但し、状況に応じて増減することができる。</p> <p>(2) 卒業対策委員の任期は1年とする。</p> <p>(3) 任期途中で欠員が生じた場合、役員会の承認を得て、補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。</p>

【改定内容：項文追加】

現行	改定後
なし	<p>4. 本部付き特別役員</p> <p>(1) 第6章15条によりP連担当役員、補導委員、育成会協力委員を本部付き特別役員とする。</p> <p>(2) 役員の選出については、年度始めに各学年より募集とする。</p> <p>(3) 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。</p> <p>(4) 役員の定数は、P連担当委員(1名)、補導委員(1名)、育成会協力委員(3名)とする。</p> <p>但し、状況に応じて増減することができる。</p> <p>(5) 任期途中で欠員の生じた場合、役員会の承認を得て、補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。</p>

【改定内容：項文追加】

現行	改定後
なし	<p>5. 活動の免除</p> <p>(1) 活動推進委員、卒業対策委員および特別役員は任期当年の安全パトロール、お手伝い係等の活動を免除とする。</p> <p>(2) 定められた通算任期を終了した場合、兄弟姉妹（未就学児含む）分の役員、安全パトロール、お手伝い係等の活動を免除とする。</p> <p>(3) 免除対象の通算任期はP連担当役員/補導委員/育成会協力委員は2年、活動推進委員は4年とする。</p> <p>なお、以下の場合に於いても同様に活動免除の資格を有するものとする。</p> <p>①本部役員（特別役員含む）1期、卒業対策委員もしくは活動推進委員の何れかを3期の通算4期</p> <p>②卒業対策委員もしくは活動推進委員の何れかを通算4期</p> <p>(4) 上記(2)に該当する場合は、所定の申請書にて毎年申請する事で、活動免除の適用とする。</p>

《選挙対策委員会内規》【改定内容：項文追加、文言追加、項番変更、削除】

現行	改定後
<p>1. 選挙対策委員会は総会の3ヶ月以上前に、役員、会計監査の選挙について立候補者の届け出の公示を行う。</p> <p>2. 選挙対策委員会は、立候補者の氏名、性別、住所、職業、本人の抱負等を全会員に知らせる。</p> <p>3. 選挙対策委員会はすべての投票の公正を期す。</p> <p>4. 選挙対策委員会は互選により学年問わず・・・</p> <p>5. 立候補による役員選出が不可能な場合。 (1) 立候補者が1名もない場合はすみやかに推薦委員会とし、会員の意思が反映される方法</p>	<p>1. 選挙対策委員会は総会の3ヶ月以上前に、役員の選挙について立候補者および推薦状の届け出の公示を行う。</p> <p>2. 選挙対策委員会は、役員定数を超える立候補の届け出が生じた場合は、立候補者の氏名、本人の抱負等を全会員に周知し、信任投票を行う。</p> <p>3. 上記2項における信任投票は有効投票数の中から多数決制により信任を受けるものとする。</p> <p>4. 選挙対策委員会はすべての投票の公正を期す。</p> <p>5. 選挙対策委員会は互選により学年問わず・・・ 但し、状況に応じて増減することができる。</p> <p>6. 役員定数に対し立候補者および推薦者の中から選任が可能な場合は、役員会および合同役員会に報告の上、第17条に基づき選出される。</p>

<p>で、役員及び会計監査を推薦する。</p> <p>(2) 立候補者が1名以上あり、役員数に達しない場合、立候補者は会員の信任投票を受ける。信任は投票数の3分の2以上とする。</p> <p>(3) 満たない数の役員を推薦委員会で推薦する。</p>	<p>削除</p>
--	-----------

細則改訂履歴削除

第六号議案

P T A選挙対策委員会

令和6年度 P T A本部役員について (案)

2023年10月27日の公示に伴い、立候補および推薦を募って参りましたが、このたび下記12名を選出いたしました。氏名につきましては、お子様を通じた配付資料をご確認ください。

つきましては、会員各位のご信任を頂きたく、ここに謹んでご報告いたします。

記

会 長	1 名
副 会 長	2 名
書 記	3 名
会 計	2 名
補導委員	1 名
P 連担当	1 名
会計監査	2 名

以上

第七号議案

PTA 情報共有ウェブアプリ導入について

1. 導入の目的

- ①メールやアプリによる情報伝達の効率化
- ②印刷や事務作業の負担軽減と経費削減
- ③アンケート業務や役割担当別の連絡業務の省力化
- ④印刷機の老朽化による高額なメンテナンス、新規購入の回避
- ⑤お知らせまでの時間を短くする事で予定を立てやすくする。
- ⑥お子様経由での受け取り漏れをなくす（手紙紛失防止）

2. PTA 情報共有アプリについて

導入アプリ『Pitta』は PTA の運営を楽にするために開発されたアプリケーションです。

Pitta は①会費集め、②オンラインお便り、③ファイル共有、④名簿管理、⑤一括メール送信が主な機能となります。

⇒<https://piita.jp/>



※システム詳細は上記 URL よりご確認願います。

※上記①の会費集め機能は今回は使用しません。

※登録に必要なメールアドレス、パスワードは本部役員には開示されません。

3. 導入スケジュール（予定）

- ①4月26日（金）まで 一般会員様用登録マニュアル配布
- ②5月10日（金）まで システムへの登録〆切
- ③7月1日（月）より 運用開始